

注文書

- 1 契約番号 2026000536

- 2 件 名 旧有備館および庭園危険樹木撤去業務

- 3 場 所 大崎市岩出山字上川原町6番地

- 4 期 間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで
ただし、危険樹木の伐採作業及び搬出作業は、旧有備館および庭園の臨時休館期間内（令和8年8月10日から令和8年8月31日まで）に施工すること。

- 5 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書

- 6 担当課 大崎市教育委員会 岩出山公民館

仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、委託者大崎市教育委員会（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）との間における旧有備館および庭園危険樹木撤去業務に適用するものとする。

第2条（業務の目的）

本業務は、大崎市岩出山字上川原町地内の国指定史跡・名勝「旧有備館および庭園」の来館者の安全確保を目的として実施するものである。

第3条（準拠する法規及び規定）

本業務は、大崎市契約規則並びに本仕様書に基づき実施するものとする。

第4条（一般事項）

本業務の進め方にあたり甲・乙は連絡を密にとり、双方の連携をもって円滑に進捗を図るものとする。乙は本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項及び疑義については、その都度協議し甲の指示に従い業務を履行するものとする。

第5条（提出書類）

乙は業務の着手及び完了にあたっては、甲の契約約款に定めるもののほか、施行写真を添付した業務完了報告書を提出し、甲の承認を受けるものとする。業務完了報告書に添付する施行写真は、事業地の全景、部分及びその他必要箇所を着手前と完了後に区分し、同一箇所を撮影し、撮影の際は事業地・事業種・撮影年月日・事業量・位置・その他必要事項を記入した黒板（60 cm×45 cm以上）を写し込むこと。写真は台紙に整理し、必要に応じて余白に説明を記入すること。

第6条（関係機関への手続き）

本業務の履行上必要な関係諸機関への諸手続きがある場合は、乙が代行するものとし、その写しを甲に提出するものとする。

第7条（安全管理）

本業務の施行地は、住宅地や民間事業所と隣接しており、市道や事業所敷地内の人の往来が絶えないことから、乙は交通安全を徹底すること。

また、乙は樹木伐採をする際には、労働災害防止に万全の措置を講ずるものとする。

第8条（損害賠償）

乙は、業務中に生じた事故及び、第三者に与えた事故・損害等に対して一切の責任を負うものとし、万が一発生した場合は甲に対し、その内容を速やかに報告し甲の指示に従うものとする。

第9条（報告の義務）

乙は常に甲と密接に連絡をとり、業務の進捗を報告するものとし、必要に応じて報告書を提出するものとする。

第10条（秘密の保持）

乙は、本業務の履行上知りえた秘密は、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはいけない。

第2章 業務内容

第11条（施行範囲）

危険樹木撤去業務の施行範囲は、別紙「診断樹木位置図」に示した次の5本とする。

- ① No. 153 クリ
- ② No. 157 ヤマザクラ
- ③ No. 160 ヤマザクラ
- ④ No. 265 イイギリ
- ⑤ No. 291 アオギリ

第12条（施工方法）

伐採はなるべく低い位置より伐倒し、搬出した樹木等は破砕再資源化処理を行うこと。

また、伐採にあたっては、地下遺構や現地形の崩壊を防ぐため、伐採した樹木等が直接地表面に倒伏しないように留意すること。

なお、危険樹木の伐採作業及び撤去作業は、旧有備館および庭園の臨時休館期間内（令和8年8月10日から令和8年8月31日まで）に施工すること。

第3章 その他

第13条（暴力団等の排除について）

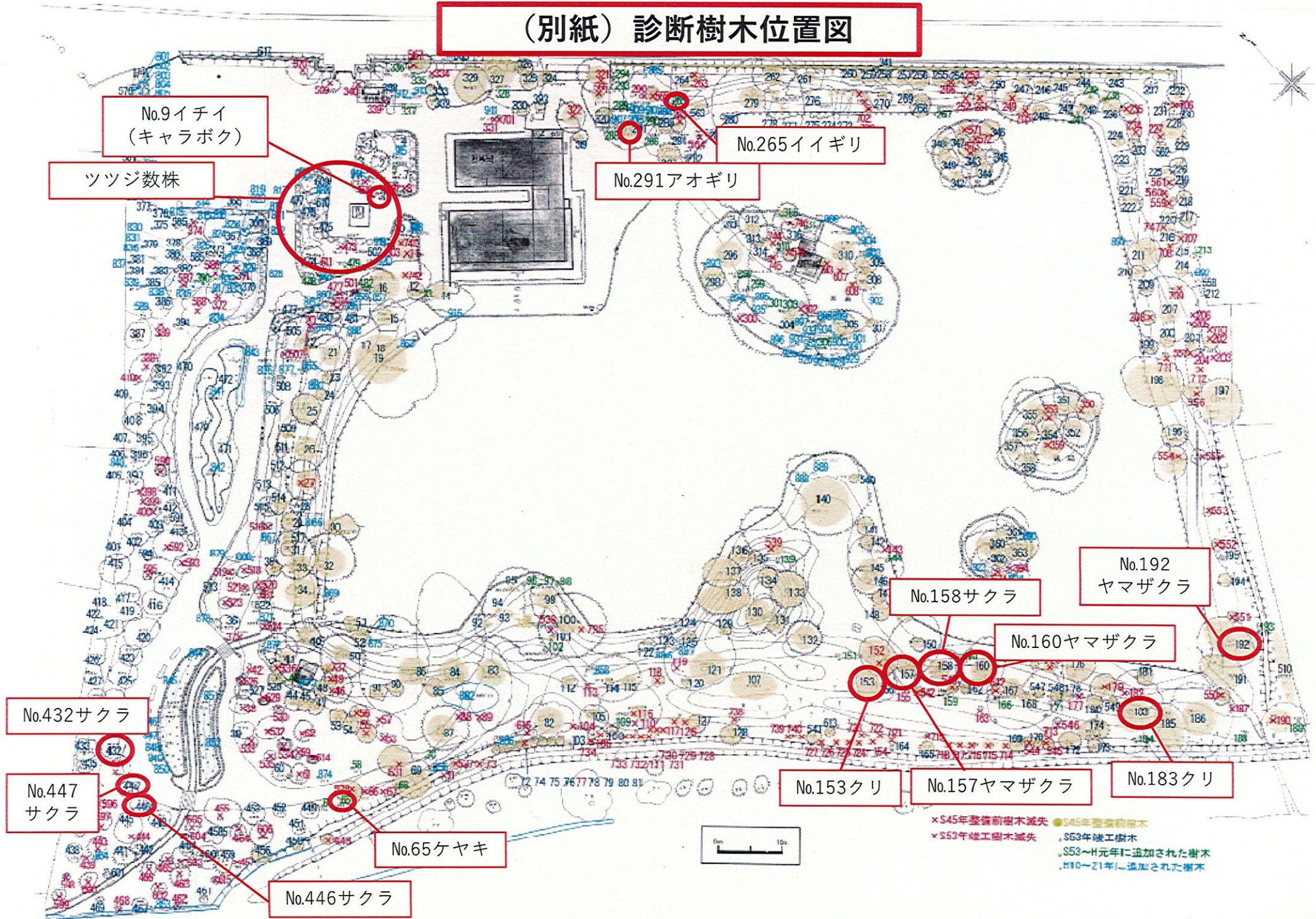
- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、

排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

(別紙) 診断樹木位置図



参 考 明 細 書

業者名

旧有備館および庭園 危険樹木撤去業務

費 目	内 容	数 量	金 額
1. 直接経費	直接経費内訳書通り	1 式	
2. 諸経費		1 式	
合 計			
消 費 税 (10%)			
合 計			

旧有備館および庭園 危険樹木撤去業務					
項 目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1 危険樹木伐採					
① No.153 クリ	1.0	本			
② No.157 ヤマザクラ	1.0	本			
③ No.160 ヤマザクラ	1.0	本			
④ No.265 イイギリ	1.0	本			
⑤ No.291 アオギリ	1.0	本			
機材代	1.0	式			
機材運搬費	1.0	式			
2 危険樹木搬出					
搬出運搬費	1.0	式			
3 発生材処分費					
発生材処分費	1.0	式			
小 計(円)					